

第113回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

場所

オービック御堂筋ビル2階
オービックホール
大阪市中央区平野町4丁目2番3号



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3107/>



目次

第113回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	14
事業報告	18
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

議決権行使期限

インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使期限
2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで
※機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイワホールディングス株式会社

証券コード 3107

株主各位

(証券コード 3107)

2023年6月7日

大阪市北区中之島3丁目2番4号

ダイワボウホールディングス株式会社

代表取締役社長 **西村幸浩**

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.daiwabo-holdings.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3107/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイワボウ」または「コード」に当社証券コード「3107」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- ① 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（8時45分開場）
- ② 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
- ③ 目的事項 報告事項 1. 第112期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第112期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

④ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

<ご案内>株主総会資料の電子提供制度の施行による発送物の変更について

従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、基準日(2023年3月31日)までに書面交付請求された株主様には、法令および当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面を同封しておりますので、ご確認ください。

次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日（2024年3月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）またはお取引証券会社等までお問い合わせ願います。

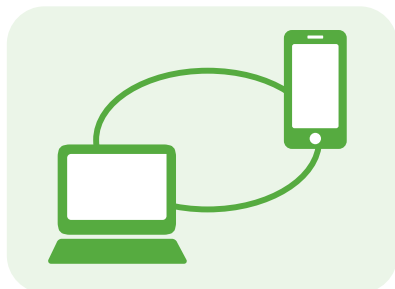
※電子提供制度に関するウェブサイト（<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>）も併せてご参照ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

事前の議決権行使

インターネットによる 議決権行使



行使期限

**2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分受付分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

書面(郵送)による 議決権行使



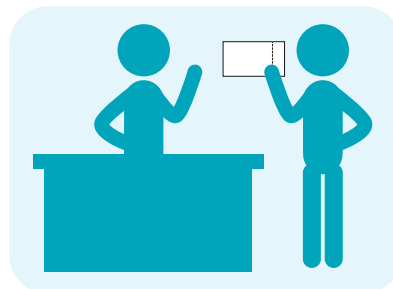
行使期限

**2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分到着分まで**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

当日のご出席

ご出席による 議決権行使



開催日時

**2023年6月29日(木曜日)
午前10時**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆様へ(議決権電子行使プラットフォームについて)

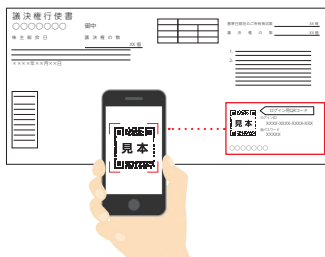
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

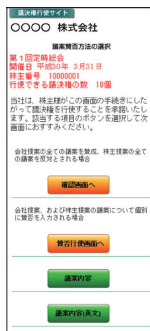
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

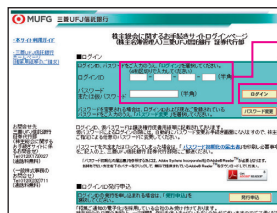
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

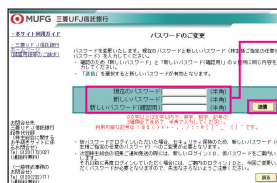
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金32円 総額2,994,569,280円
なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金62円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	年齢 (在任期間)	当社における地位、担当
1	再任 にしむらゆきひろ 西村幸浩	男性	61歳 (6年)	代表取締役社長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
2	再任 やすだみつしげ 安田充成	男性	57歳 (2年)	取締役 経営管理担当 兼 人事総務室長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
3	再任 いがりつかさ 猪狩つかさ司	男性	59歳 (1年)	取締役 経営戦略担当 兼 経営戦略室長
4	再任 社外 独立役員 どひけんいち 土肥謙一	男性	73歳 (7年)	取締役
5	再任 社外 独立役員 なかむらかずゆき 中村一幸	男性	74歳 (5年)	取締役
6	再任 社外 独立役員 よしまるゆきこ 吉丸由紀子	女性	63歳 (2年)	取締役
7	再任 社外 独立役員 ふじきたかこ 藤木貴子	女性	53歳 (2年)	取締役
8	新任 社外 独立役員 ほり堀 てつろう 哲朗	男性	61歳 (-)	

候補者番号

1

にしむら ゆきひろ

西村 幸浩

再任

1961年6月14日生 61歳

所有する当社株式の数 26,700株

在任期間 6年

取締役会の出席状況 18回/18回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1985年4月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2006年6月 同社取締役
2012年4月 同社常務取締役
2012年6月 当社常務執行役員
2017年6月 当社取締役常務執行役員 グループ本社担当
ダイワボウ情報システム(株) 取締役
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム(株) 監査役
大和紡績(株) 監査役
(株)オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の取締役常務執行役員、2018年からは当社の取締役専務執行役員、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やすだ みつしげ
安田 充成

再任

1966年 1月 5日生 57歳

所有する当社株式の数 8,065株

在任期間 2年

取締役会の出席状況 17回/18回 (94%)



略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 ダイワボウ情報システム(株)入社

2020年 6月 同社取締役 管理本部長

2021年 4月 同社取締役 管理本部担当

2021年 6月 同社取締役 経営管理担当 兼 人事総務室長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム(株) 監査役

大和紡績(株) 監査役

(株)オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、長年にわたる営業部門、管理部門における豊富な業務経験と高い見識を有しております。2020年から同社の取締役を務め、2021年からは当社の取締役経営管理担当を務めており、経営全般および財務管理の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

い が り
猪狩 司

再任

1964年 1月 22日生 59歳

所有する当社株式の数 3,767株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 13回/13回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1994年 11月 ダイワボウ情報システム(株)入社

2020年 4月 当社財務管理室主席部員

2020年 10月 当社 I R・広報室長

2021年 6月 当社経営戦略副担当 兼 I R・広報室長

2022年 4月 当社経営戦略副担当 兼 経営戦略室長

2022年 6月 同社取締役 経営戦略担当 兼 経営戦略室長、現在に至る

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、営業部門、仕入部門、企画部門、物流部門における長年にわたる業務経験と見識を有しております。2020年から当社の I R・広報室長、2021年からは当社の経営戦略副担当、2022年からは当社の取締役経営戦略担当を務めており、経営全般および経営戦略の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

ど ひ けん い ち
土肥 謙一

再任

社外

独立役員

1950年 1月28日生 73歳

所有する当社株式の数 5,000株

在任期間 7年

取締役会の出席状況 18回/18回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 住友商事(株)入社
2004年 4月 住商テキスタイル(株) (現 (株)STX) 代表取締役社長
2007年 8月 住商モンブラン(株) 代表取締役社長
2016年 6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

繊維業界の会社経営者として培われた豊富な国内外における経験および幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特に繊維業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況、ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

5

なかむら かずゆき
中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年 6月28日生 74歳

所有する当社株式の数 3,900株

在任期間 5年

取締役会の出席状況 17回/18回 (94%)



略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 三菱電機(株)入社
2006年 4月 同社常務執行役
2009年 4月 同社代表執行役専務
2010年 4月 同社代表執行役副社長
2018年 6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特にICT業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

6

よしまる ゆ き こ
吉丸由紀子

再任

社外

独立役員

1960年2月1日生 63歳

所有する当社株式の数 2,100株

在任期間 2年

取締役会の出席状況 18回/18回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1982年4月 沖電気工業(株)入社
1998年4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業(株) ニューヨーク事務所長
2004年10月 日産自動車(株) ダイバーシティディベロップメントオフィス室長
2008年4月 (株)ニフコ入社
2011年6月 同社執行役員
2018年4月 積水ハウス(株) 社外取締役、現在に至る
2019年6月 三井化学(株) 社外取締役、現在に至る
2021年6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

積水ハウス(株) 社外取締役
三井化学(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国内外の企業役員としての経験、ダイバーシティ分野における知識・経験を有することに加え、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社の持続的な企業価値向上に不可欠な、ガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

7

ふじ き たか こ
藤木 貴子

再任

社外

独立役員

1970年1月30日生 53歳

所有する当社株式の数 1,000株

在任期間 2年

取締役会の出席状況 17回/18回 (94%)



略歴、当社における地位、担当

1993年11月 インテル(株)入社
2005年10月 同社経営企画・ビジネスオペレーショングループ統括部長
2013年1月 同社執行役員 グローバル営業本部長
2019年5月 グーグル(同) 執行役員 営業本部長、現在に至る
2021年6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

グーグル(同) 執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界において世界的に大きな地位を占める企業における豊富な知識・経験を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社主力のITインフラ流通事業を中心としたグループの成長戦略や、グループ全体の経営管理のICT化に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

1961年 10月20日生 61歳



略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 東京エレクトロン(株)入社
 2001年 4月 同社経営戦略室長
 2003年 6月 同社法務知的財産部長 兼 経営戦略室長
 2013年 6月 同社取締役 法務知財担当執行役員
 2015年 6月 同社取締役 常務執行役員 管理本部長
 2016年 6月 同社代表取締役 専務執行役員 管理本部長
 2017年 6月 同社代表取締役 専務執行役員CFO
 2018年 4月 同社取締役 専務執行役員 特命担当
 2019年 6月 同社常務執行役員 業務改革プロジェクト サブリーダー
 2022年 7月 同社シニアアドバイザー、現在に至る
 2022年12月 バリュース・クエスト・パートナーズ(株) 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー、
 現在に至る

重要な兼職の状況

東京エレクトロン(株) シニアアドバイザー
 バリュース・クエスト・パートナーズ(株) 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際的な上場企業における経営者としての豊富な経験とともに、主として次の職務経験を有しております。

- (1) 法務・知財担当の責任者として、事業拡大とグローバル化の中で、全社のガバナンス体制強化を推進した。
- (2) 複数のM&Aを推進した。
- (3) 財務・会計・ファイナンスについて豊富な知見を有し、国内外の多くの投資家との意見交換を積極的に推進するとともに、株主価値向上に努めた。

これらの職務経験により経営企画・経営戦略、法務・知財、財務・会計・ファイナンスについて豊富な知見を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて成長の見込める事業への積極的な投資拡大や事業の選択と集中、適正な資本配分を助言したうえでの株主還元政策の充実等、中長期的な企業価値向上に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗の5氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、各氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
4. 当社は、堀 哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
6. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
7. 吉丸由紀子、藤木貴子の両氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
8. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏の再任が承認された場合、当社は、4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、堀 哲朗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 植田益司氏が任期満了となり、藤木 久氏が退任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	う え だ ま す じ	再任	社外	独立役員	所有する当社株式の数 0株
1	植田 益司	1950年 7月 23日生	72歳		在任期間 8年
					取締役会の出席状況 17回/18回 (94%)
					監査役会の出席状況 13回/14回 (93%)



略歴、当社における地位

- 1985年 8月 公認会計士登録
- 1999年 6月 瑞穂監査法人代表社員
- 2002年12月 植田公認会計士事務所（現 マイスター公認会計士共同事務所）開設
- 2003年11月 税理士登録
- 2006年 2月 中央青山監査法人代表社員
- 2007年 8月 霞が関監査法人代表社員
- 2013年10月 太陽A S G有限責任監査法人（現 太陽有限責任監査法人）パートナー
- 2015年 6月 当社社外監査役、現在に至る
- 2015年 8月 太陽有限責任監査法人顧問
- 2016年 9月 S C S 国際有限責任監査法人顧問、現在に至る
マイスター公認会計士共同事務所共同代表、現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

社外監査役候補者とした理由

公認会計士・税理士として培われた高度な専門性を活かし、公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



略歴、当社における地位

2011年10月 弁護士登録
 2012年11月 藤木新生法律事務所（現 弁護士法人藤木新生法律事務所）入所、現在に至る
 2019年 4 月 堺市児童虐待等援助チーム 委員、現在に至る
 2021年 3 月 大津市公正職務審査委員会 委員、現在に至る
 2021年 7 月 堺市子ども子育て会議 委員、現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

社外監査役候補者とした理由

弁護士として会社法務全般にわたり高次の専門的知見を有し、企業への指導、相談対応等豊富な職務経験を有するとともに、民事、刑事の分野を問わず幅広く弁護士活動を行っております。これらの職務経験と専門的知見を活かし、公正・中立な立場から当社経営に対して客観的かつ有効な助言と、監査役としての監督機能を発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者としました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 植田益司、角石紗恵子の両氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 当社は、植田益司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
4. 当社は、角石紗恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 植田益司氏の当社の社外監査役在任期間は、本総会終了の時をもって8年であります。
6. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、植田益司氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。植田益司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、角石紗恵子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス (第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合)

氏名	地位・担当	企業経営全般	経営企画 経営戦略	法務 コンプライアンス ガバナンス	財務・会計 ファイナンス	人事労務 人材開発 ダイバーシティ	ICT DX関連	ESG SDGs	国際性
西村 幸浩	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		
安田 充成	取締役(経営管理担当)	●	●		●	●	●		
猪狩 司	取締役(経営戦略担当)	●	●	●			●	●	
土肥 謙一	社外取締役	●	●	●				●	●
中村 一幸	社外取締役	●	●	●			●	●	
吉丸 由紀子	社外取締役	●	●	●		●		●	●
藤木 貴子	社外取締役	●	●			●	●		●
堀 哲朗	社外取締役	●	●	●	●		●		●
小野 正也	常勤監査役			●	●				
植田 益司	社外監査役			●	●				
角石 紗恵子	社外監査役			●					

<各スキルの内容・選定理由>

スキル	内容・選定理由
企業経営全般	企業経営経験により、当社グループ経営および中長期的経営戦略全般にわたって、より広範かつ高次元な判断が可能
経営企画・経営戦略	グループ全体の成長のため、事業の選択と集中、事業ポートフォリオの変革等、適切な経営戦略の構築と、これに伴う事業再編、M&Aなどに係る知識・経験が必要
法務・コンプライアンス ・ガバナンス	当社グループの統括を行ううえで、ガバナンス体制の強化と、その実践が必要不可欠であり、これに係る知見・経験が必要
財務・会計・ファイナンス	当社グループの統括を行ううえで、財務・会計に係るスキルが必要であると同時に、事業再編、M&A等を実践するうえで、ファイナンス・資本市場およびキャピタルアロケーションに関する知見・経験が必要
人事労務・人材開発 ・ダイバーシティ	当社グループの成長および社会的課題解決のために、人材活用に加えて、ダイバーシティの推進が重要事項であり、そのための知見・経験が必要
ICT・DX関連	当社グループにとってITインフラ流通事業の成長戦略の推進が重要であることに加えて、全事業において経営効率化のためにICT化が必要で、DX推進は当社事業拡大のためにも率先して取り組むべき課題であり、そのための知見・経験が必要
ESG・SDGs	社会的課題として、当社が前向きに取り組むべき課題であり、課題実行に当たっては、これらに関する知見・経験が必要
国際性	ITインフラ流通事業の仕先においてグローバル企業とタイアップしており、繊維事業・産業機械事業においても海外に事業場および営業拠点を展開していることから、グローバルな知見を当社グループの中期的な経営戦略構築に活かしていくことが有益

(注) 上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

(ご参考) 独立性の判断について

当社は「コーポレートガバナンスガイドライン」において、以下のとおり「独立役員の独立性基準」を定めております。

独立役員の独立性基準

当社は、独立社外役員の選任にあたっては、人格・見識に優れ、専門的な見地に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方とする。

当社の定める独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、以下のとおりとする。

<独立性基準>

1. 現在または過去において、当社および当社の子会社または関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他重要な使用人となったことがないこと。
2. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループが大株主となっている者の業務執行者でないこと。
4. 当社グループとの取引金額が、当社の連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループから役員報酬以外に、1,000万円以上の報酬を受けているコンサルタントまたは会計・法律の専門家でないこと。
6. 当社グループから、当社の連結売上高の2%を超える寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

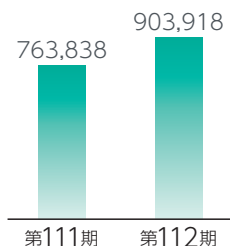
当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和から経済活動が徐々に正常化することで緩やかな景気回復が見られた一方で、急速な為替の変動、原材料やエネルギーコストの高騰もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、IT業界では円安による仕入原価の上昇はありましたが、半導体不足によるIT機器全般での納期遅延は徐々に解消し企業や官公庁を中心に需要は底堅く推移しました。また、繊維業界では全体的に厳しい市場環境が継続し、原燃料高の影響も受けました。産業機械業界でも原材料高騰の懸念は継続しているものの、受注環境は中国市場を中心に回復傾向にありました。

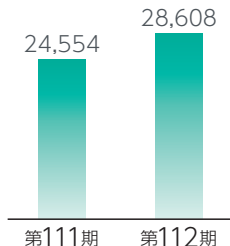
このような環境において、当社グループは中期経営計画(2022年3月期～2024年3月期)の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当期の連結業績は、売上高9,039億1千8百万円(前年同期比18.3%増)、営業利益は279億4千4百万円(前年同期比16.1%増)、経常利益は286億8百万円(前年同期比16.5%増)となりました。これに特別利益として固定資産売却益2千6百万円、投資有価証券売却益2千5百万円、関係会社株式売却益6百万円、特別損失として固定資産除売却損1億9千4百万円、製品保証費用8千9百万円、減損損失1億9千1百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は190億5千9百万円(前年同期比12.2%増)となりました。

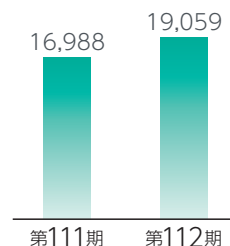
売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

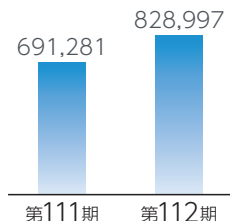


事業別の状況は次のとおりであります。

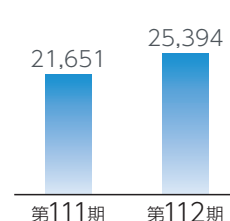
ITインフラ流通事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



コーポレート向け市場では、全国の営業拠点において地域密着営業を推進することで、パートナーとのコミュニケーションが活発化し、企業・官公庁・文教において中型から大型案件までを安定的に受注を獲得することにより、主にPCやネットワーク機器の販売において前期を上回りました。また、「iKAZUCHI (雷)」を通じたサブスクリプション製品の契約が増加し、ソフトウェアを中心としたクラウドサービスの売上高が拡大しました。文教向けにおいても、高校の生徒用端末や小中学校の教職員用端末の導入案件も好調に推移しました。

コンシューマ向け市場では、EC向け販売は低迷しましたが、量販店向け販売はPCや新規商材の提案により全体としては前期を超える実績となりました。

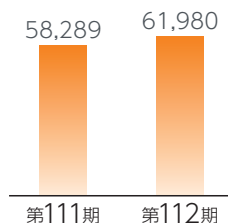
以上の結果、当事業の売上高は8,289億9千7百万円（前年同期比19.9%増）、営業利益は253億9千4百万円（前年同期比17.3%増）となりました。

繊維事業



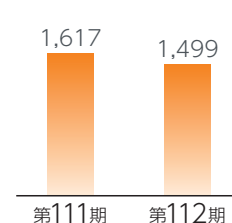
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



合織・レーヨン部門では、機能性レーヨンの販売は堅調に推移しましたが、原燃料価格の高騰により利益面では苦戦を強いられました。産業資材部門では、カートリッジフィルターの増産体制整備や旺盛な建築需要の影響で建築シートの販売が拡大したことにより増収となりました。衣料製品部門では、国内衣料販売で一部回復が見られましたが、コスト上昇により厳しい市場環境が継続しました。

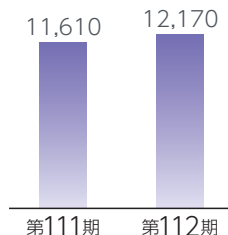
以上の結果、当事業の売上高は、619億8千万円（前年同期比6.3%増）、営業利益は14億9千9百万円（前年同期比7.3%減）となりました。

産業機械事業



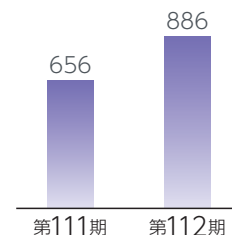
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



工作機械部門では、風力発電や高効率ガスタービンで需要のあるエネルギー業界、世界的な半導体不足で増産対応を図った半導体業界に加え、建設機械、医療機器等幅広い業界向けで売上高が増加し、受注環境としては、中国市場における風力発電業界を中心に活況が継続し受注が拡大しました。自動機械部門では、前年同期比で本体の出荷台数が減少したことに伴い、売上、利益ともに前年同期比で減少しました。

以上の結果、当事業の売上高は121億7千万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は8億8千6百万円(前年同期比35.2%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、ITインフラ流通事業における社内システム強化・基盤整備、および繊維事業における生産性改善や品質向上のための投資を中心に、投資金額は21億5千1百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

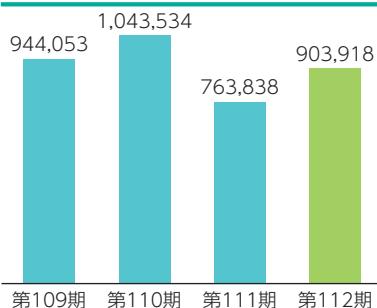
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は132億円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

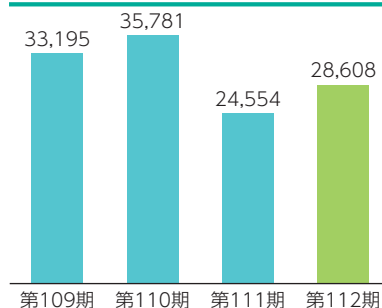
区 分	第109期 (2020年3月期)	第110期 (2021年3月期)	第111期 (2022年3月期)	第112期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(百万円)	944,053	1,043,534	763,838	903,918
経常利益(百万円)	33,195	35,781	24,554	28,608
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	21,178	25,715	16,988	19,059
1株当たり当期純利益	220円27銭	267円47銭	178円14銭	202円79銭
総資産(百万円)	328,813	383,757	356,203	406,688
純資産(百万円)	104,741	129,322	136,173	143,961
1株当たり純資産額	1,080円11銭	1,334円35銭	1,422円20銭	1,529円95銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第112期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を自己株式に含めてそれぞれ算出しております。
2. 当社は、2021年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、第109期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首から適用しており、第112期の売上高は58,314百万円減少しております。

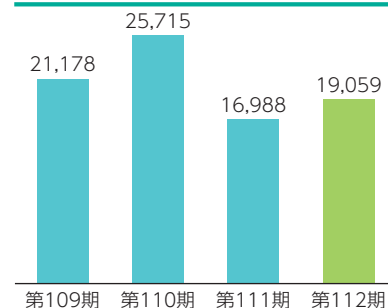
売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、引き続き景気の持ち直しが期待されますが、原材料、エネルギーコスト高騰の長期化や為替の急激な変動等による影響が懸念され、当面は不透明な状況が続くと見込まれます。こうしたなか、当社グループは「将来にわたる発展を見据えた転換期」と位置づける中期経営計画の最終年度を迎えます。次なるステージに向けて、社会構造の変化に機敏に対応し、グループの成長戦略を推し進め、連結企業価値の向上につなげるよう、取組んでまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、今後のIT市場では、DXの推進や電子帳簿保存法対応、インボイス制度対応などを目的にしたIT支出もあり、中堅中小企業も含めて需要は底堅く推移することが見込まれます。そのような背景もあり、2023年度期初時点で進行中のIT投資案件は前年の同時期と比べ増加している状況です。2023年度もデバイスを中心とした既存ビジネス領域の拡大を図るとともに、2024年度以降に発生するPC入れ替え需要を見据えた提案活動も強化します。また、成長分野であるサブスクリプションビジネスにおいては、「iKAZUCHI（雷）」のサービス拡充や利便性の強化を図り、パートナーのサブスクリプション支援を継続していきます。また既存システムがハイブリッドクラウドへシフトすることに伴い、クラウドだけでなく、ネットワーク機器や周辺機器の需要の高まりも期待されます。次世代のインフラビジネスに関連した商談を多く発掘するため、提案活動と販売パートナーへの支援体制強化を図ってまいります。

繊維事業においては、ESG経営やSDGsを事業運営の基本におき、事業横断的な研究開発体制を基盤としたビジネスモデルへの変革を進めてまいります。合織・レーヨン部門では、環境配慮型製品の新規開発と商圏の確保に加え、リサイクルレーヨンの販路拡大にも注力いたします。産業資材部門では、カートリッジフィルターを中心に、高付加価値商品を拡販し収益基盤の安定化を図ります。衣料製品部門では、難燃素材の活用など差別化商品の開発と、サステナブル素材を使用した商品の新規顧客開拓、用途展開を進め、収益性の向上に注力してまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門では、戦略的に在庫機を保有し、受注が活況に推移している中国向けにおいて上海ショールームを活用して拡販を図ってまいります。主力の航空機業界では、生産回復に向け準備を進めている客先もあり、増産に向けて最適な仕様提案ができるよう情報収集を行い、販売促進に取り組んでまいります。自動機械部門では、コスト低減、納期短縮、アフターサービスの強化を図るために体制を整備し、販売拡大を図ってまいります。

また、当社はコーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しております。グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実と、より最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、サステナビリティ活動の充実など、なお一層の自己変革に取り組む、企業の社会的責任を果たしてまいります。

◎次期中期経営計画策定に向けた取組み

2024年5月発表予定の次期中期経営計画策定に先立ち、当社は「全社パーパスの確立と成長戦略の策定」「グループ全体での価値最大化に向けた最適な事業ポートフォリオの確立」「成長投資と株主還元の実現」の3つのテーマを重点検討事項として、現在検討を進めております。

「全社パーパスの確立と成長戦略の策定」では、当社グループのアイデンティティを見定め、社会的な時流と会社組織のDNAを踏まえたパーパスを定義し、今後発信してまいります。そのうえで、分野ごとに成長性や付加価値を検証しながら、当社の社会的意義を実現していく観点で成長戦略の策定に向けた検討を進めております。

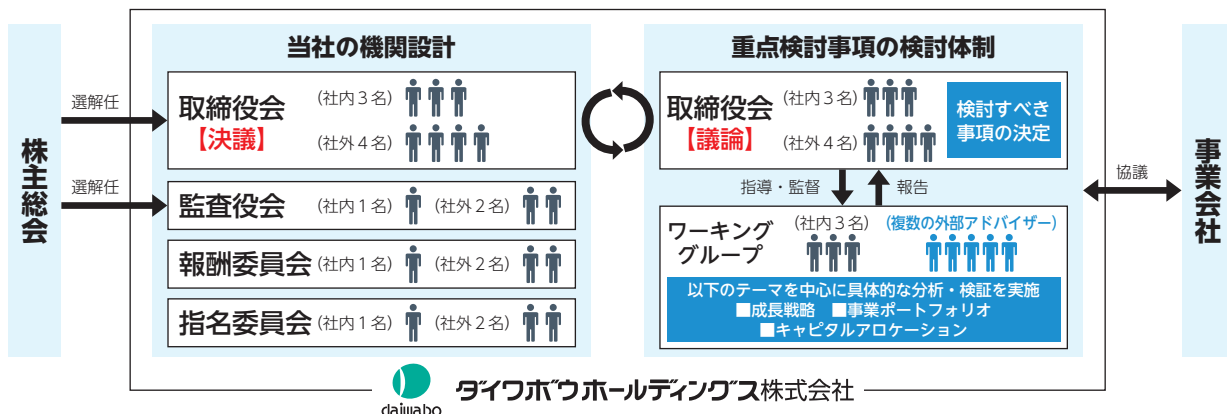
「グループ全体での価値最大化に向けた最適な事業ポートフォリオの確立」については、経済産業省策定の事業再編実務指針等を参考にしながら、既存事業についてベストオーナー原則と事業環境評価、資本収益性を検証しております。まずは、当社が対象事業にとって事業の価値を最大化できる主体（ベストオーナー）であるかについて、「事業シナジー」「資金調達上の優位性」「戦略策定」「本社機能・資源」「オペレーションへの積極的な関与」の5つの項目をとおして事業価値最大化をサポートできているかを評価しております。次に、対象事業が、持続的な価値創出が可能かについて、「資本コストを上回る資本収益性を将来にわたって創出できているか」という観点で評価をしております。これらをもとに、企業価値に最も寄与する戦略的選択肢も含めて検討中であり、最適なタイミングにて実行する予定です。

なお、繊維事業については、企業価値最大化に向けた戦略的選択肢としてグループからの独立化を検討中であり、大和紡績を交えた具体的な協議を開始し、株主・従業員・取引先等にとって適切な方法で繊維事業の価値向上に寄与する選択肢を検討しております。

「成長投資と株主還元の最適化の実現」については、資本コストを踏まえた最適な成長投資と株主還元を実現し、企業価値の向上を目指すキャピタルアロケーションの方針を策定し、「ヒト・モノ・カネ」のリソース配分の最適化と、株主の皆様へのリターンを最大化できる資本政策の確立を目指してまいります。

各事業会社で生み出された収益の配分方針について、それぞれの事業ごとの業績拡大に向けた成長投資のみを優先するのではなく、グループ全体としての収益性の最大化を目指すためのキャピタルアロケーションを検討中であり、次期中期経営計画に向けて議論を深めております。

これらの重点検討項目に関する検討体制として、社外取締役が過半数を占める取締役会において中長期的な経営課題について検討すべき事項を決定し、社内取締役と外部アドバイザーが参画するワーキンググループにて分析・検証した内容を、取締役会で集中的に議論する体制を整備しております。



当社グループは、2020年4月にグループ経営体制を刷新し、各社の責任と権限を明確にしました。中核事業会社であるダイワボウ情報システム(株)、大和紡績(株)、(株)オーエム製作所の3社が迅速な戦略決定と強力な業務執行の推進を担い、当社は持株会社として、グループ全体を俯瞰してグループ戦略の立案など、監督機能の強化を図る体制としております。また当社の取締役会は、独立社外取締役が4名（うち、女性取締役が2名）、社内取締役3名で構成されており独立性・多様性を確保しております。

なお、第2号議案が承認された場合、新たに社外取締役1名が加わり、当社の取締役会は独立社外取締役が5名（うち、女性取締役が2名）、社内取締役が3名で構成されることとなります。

当社は、成長の見込める事業への積極的な投資拡大や事業の選択と集中、適正な資本配分を勘案したうえでの株主還元政策の充実等、中長期的な企業価値向上に向けた議論と検討を、今後とも時期を逸することなく行っていく方針であり、併せて、経営体制についても、今後も継続的に改善に向けた取組みを進めていく考えです。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	3,545	100.0	繊維製品・産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ディーアイエスサービス & ソリューション株式会社	50	100.0	システムおよびIT機器の導入、運用、障害復旧支援、倉庫業
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化合織布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	90.9	衣料品の製造、販売
大和紡工業(蘇州)有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーマント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社の議決権比率は、ダイワボウ情報システム株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、ダイワボウ・ガーマント・インドネシア、ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア、ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
4. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
5. 蘇州大和針織服装有限公司の議決権比率は、当社保有割合および大和紡工業(蘇州)有限公司の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
6. 大和紡工業(蘇州)有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	113,156百万円
大和紡績株式会社	大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号	26,101百万円	

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
繊維事業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、ゴム製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
その他事業	保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市

② 子会社

名称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京支社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国94拠点	
大和紡績株式会社	本社	大阪市	
	東京本社	東京都中央区	
	播磨工場	兵庫県加古郡	合繊綿
	美川工場	石川県白山市	不織布

名 称	事業所名	所在地	主要製品
大 和 紡 績 株 式 会 社	合 織 事 業 本 部 益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	不織布
	出 雲 工 場	島 根 県 出 雲 市	産業用資材
	明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市	工業用スポンジ
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	自転車用タイヤ
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区	
	長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市	工作機械
デ ィ ー ア イ エ ス サ ー ビ ス & ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 大 井 町 事 業 所	東 京 都 品 川 区	
	関 東 吉 見 事 業 所	埼 玉 県 比 企 郡	
	関 西 神 戸 事 業 所	兵 庫 県 神 戸 市	
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	
	福 井 工 場	福 井 県 鯖 江 市	樹脂防水加工
ダ イ ワ ボ ウ レ ヨ ン 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	レーヨン綿
ダ イ ワ ボ ウ ア ド バ ン ス 株 式 会 社	本 社	東 京 都 中 央 区	
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	本 社	東 京 都 台 東 区	
	大 阪 支 店	大 阪 市	
	穴 道 工 場	島 根 県 松 江 市	自動機械
蘇 州 大 和 針 織 服 装 有 限 公 司	本 社 ・ 工 場	中 国	衣料品
大 和 紡 工 業 (蘇 州) 有 限 公 司	本 社 ・ 工 場	中 国	衣料品
ダ イ ワ ボ ウ ・ ガ ー メ ン ト ・ イ ン ド ネ シ ア	本 社 ・ 工 場	イ ン ド ネ シ ア	衣料品
ダ イ ワ ボ ウ ・ イ ン ダ ス ト リ ア ル ・ フ ア ブ リ ッ ク ス ・ イ ン ド ネ シ ア	本 社 ・ 工 場	イ ン ド ネ シ ア	産業用織物
ダ イ ワ ボ ウ ・ ノ ン ウ ー プ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	本 社 ・ 工 場	イ ン ド ネ シ ア	不織布

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,432名	239名減

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,024
株式会社山陰合同銀行	2,570
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,930
農林中央金庫	1,750
株式会社常陽銀行	1,472

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 96,356,460株
 (3) 株主数 9,927名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,827	13.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,301	5.66
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	3,581	3.83
ダイワボウ従業員持株会	3,411	3.65
株式会社三菱UFJ銀行	3,080	3.29
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	2,785	2.98
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,267	2.42
3 D O P P O R T U N I T Y M A S T E R F U N D	1,951	2.09
第一生命保険株式会社	1,700	1.82
株式会社山陰合同銀行	1,568	1.68

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,776,170株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式(2,776,170株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	性別	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 幸 浩	男性	ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
取 締 役	安 田 充 成	男性	経営管理担当 兼 人事総務室長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 大和紡績(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
取 締 役	猪 狩 司	男性	経営戦略担当 兼 経営戦略室長
取 締 役	土 肥 謙 一	男性	
取 締 役	中 村 一 幸	男性	
取 締 役	吉 丸 由 紀 子	女性	積水ハウス(株) 社外取締役 三井化学(株) 社外取締役
取 締 役	藤 木 貴 子	女性	グーグル(同) 執行役員
常 勤 監 査 役	小 野 正 也	男性	
監 査 役	藤 木 久	男性	弁護士 佐川急便(株) 社外監査役
監 査 役	植 田 益 司	男性	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤木 久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
5. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の主要な子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	187 (37)	145 (37)	28 (-)	14 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	33 (13)	33 (13)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	221 (51)	179 (51)	28 (-)	14 (-)	11 (6)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名を含めております。
 2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記の業績連動型株式報酬の総額は、取締役(社外取締役を除く)に対する「役員報酬BIP信託」に係る当事業年度における役員株式給付金引当繰入額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型報酬は、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬より構成されております。

業績連動型金銭報酬は、指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合い等を定め、前事業年度の業績に基づき算出された額を毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動型金銭報酬額の算定方法は、役位毎に定められた基準額につき、前事業年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定しております。

業績連動型株式報酬は、当社が当社取締役に対する報酬の原資と、対象子会社の取締役の報酬の原資となる金銭とを合わせて信託(以下「本信託」という。)を設定し、本信託が信託された金銭を原資として取得した当社株式を、本信託を通じて対象取締役に当社株式および換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付および給付(以下「交付等」という。)を行うインセンティブプランです。本制度の対象となる期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの連続する2事業年度(下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に合わせて各3事業年度とし、以降同様の期間で継続する予定。)とし、各事業年度に役位および業績達成度に応じて一定のポイントを対象取締役に付与のうえ累積し、対象取締役が退任する際に、累積されたポイント数に基づいて対象取締役に交付等する当社株式等を算出しております。

業績連動型株式報酬は、業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定します。業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定し、指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合い等を定め、前事業年度の業績に基づき0%~100%の範囲内にて算定いたします。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の算定方法につき、指標として連結業績を用いる理由は、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、基本報酬（固定報酬）については年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）、業績連動型株式報酬については1事業年度当たりの拠出する金員の上限額は2,100万円、当社の取締役に交付が行われる当社の株式数の上限は1事業年度当たり13,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株）とすることで、2022年6月29日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

また、業績連動型金銭報酬については年額9,100万円以内（社外取締役を除く）とすることで、2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、年額5,760万円以内とすることで2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）につき2022年6月29日開催の取締役会において一部改定する決議をいたしました。

B. 決定方針の内容の概要

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、(Ⅰ)基本報酬（固定報酬）、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の計3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬（固定報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬（固定報酬）は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

(3) 業績連動型金銭報酬ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型金銭報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づ

き基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度や中長期の企業価値向上に連動する報酬として、退任時に株式を支給するものとし、その内容は業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定する。

業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定する。指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき0%~100%の範囲内にて算定する。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って決定することとする。

- (4) 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動型金銭報酬の額または業績連動型株式報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、(Ⅰ)基本報酬(固定報酬)、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬の割合を、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも最高額の場合、概ね6対3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定ならびに、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等を決定することとする。

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案について、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長 西村幸浩氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定および業績連動型報酬の評価に関する原案策定となり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額等を決定することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 吉丸 由紀子氏は、積水ハウス(株)、三井化学(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役 藤木 貴子氏は、グループ(同)の執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 藤木 久氏は、佐川急便(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	土 肥 謙 一	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に繊維業界の会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 18回/18回 (100%)
	中 村 一 幸	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 17回/18回 (94%)
	吉 丸 由 紀 子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 18回/18回 (100%)
	藤 木 貴 子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界において世界的に大きな地位を占める企業において培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 17回/18回 (94%)

	氏名	主な活動状況	出席状況
社外監査役	藤木 久	弁護士であり法律の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、公正・中立な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 18回/18回 (100%) 監査役会 14回/14回 (100%)
	植田 益司	公認会計士・税理士であり財務・会計の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/18回 (94%) 監査役会 13回/14回 (93%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイヤボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
- ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
- ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命

し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載や教育等を通じて、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を3か月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。

- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営計画

当社は2021年4月1日から中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値向上に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に

努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	354,188	流 動 負 債	231,884
現金及び預金	52,123	支払手形及び買掛金	192,594
受取手形及び売掛金	216,674	短期借入金	12,869
電子記録債権	23,181	未払法人税等	6,077
商品及び製品	39,273	賞与引当金	2,879
仕掛品	3,725	役員賞与引当金	246
原材料及び貯蔵品	2,049	製品保証引当金	195
その他	17,322	その他	17,020
貸倒引当金	△163	固 定 負 債	30,842
固 定 資 産	52,500	長期借入金	13,230
有形固定資産	37,127	繰延税金負債	2,665
建物及び構築物	8,460	役員株式給付引当金	75
機械装置及び運搬具	8,926	退職給付に係る負債	10,764
土地	18,029	預り保証金	2,999
その他	1,711	その他	1,107
無形固定資産	2,081	負 債 合 計	262,726
その他	2,081	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	13,291	株 主 資 本	143,959
投資有価証券	6,488	資 本 金	21,696
退職給付に係る資産	527	資 本 剰 余 金	7,951
破産更生債権等	57	利 益 剰 余 金	119,449
繰延税金資産	3,655	自 己 株 式	△5,137
その他	2,620	その他の包括利益累計額	△965
貸倒引当金	△57	その他有価証券評価差額金	1,559
資 産 合 計	406,688	繰延ヘッジ損益	△201
		為替換算調整勘定	△208
		退職給付に係る調整累計額	△2,114
		非支配株主持分	966
		純 資 産 合 計	143,961
		負 債 、 純 資 産 合 計	406,688

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	25,228	流 動 負 債	23,285
現金及び預金	23,735	短期借入金	23,003
前払費用	8	未払金	72
未収入金	1,436	未払費用	31
その他	48	未払法人税等	71
		未払消費税等	19
		前受金	2
		預り金	7
		賞与引当金	36
		役員賞与引当金	40
固 定 資 産	87,928		
有形固定資産	297	固 定 負 債	11,370
建物	151	長期借入金	10,930
車両運搬具	8	繰延税金負債	109
工具器具及び備品	130	退職給付引当金	275
建設仮勘定	6	役員株式給付引当金	14
		その他	41
		負 債 合 計	34,655
投資その他の資産	87,630	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,107	株 主 資 本	77,890
関係会社株式	83,531	資 本 金	21,696
出 資 金	3	資 本 剰 余 金	8,604
関係会社出資金	134	資本準備金	8,591
長期貸付金	1,642	その他資本剰余金	13
その他	211	利 益 剰 余 金	52,726
		利益準備金	274
		その他利益剰余金	52,452
		繰越利益剰余金	52,452
		自 己 株 式	△5,137
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	610
		その他有価証券評価差額金	610
資 産 合 計	113,156	純 資 産 合 計	78,501
		負 債 、 純 資 産 合 計	113,156

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

			百万円		
営	業	収	益	11,835	
営	業	費	用	1,230	
営	業	利	益	10,604	
営	業	外	収	益	
	受	取	利	息	101
	そ		の	他	15
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	85
	そ		の	他	67
経	常	利	益	10,568	
特	別	損	失		
	固	定	資	産	44
	廃	棄	損	失	44
税	引	前	当	期	10,524
	法	人	税	、	487
	住	民	税	及	38
	法	人	税	等	526
	調	整	額		
当	期	純	利	益	9,998

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

ダイワポウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワポウホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワポウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小野 正也 ㊟

社外監査役 藤木 久 ㊟

社外監査役 植田 益司 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図



会場

オービック御堂筋ビル 2階 オービックホール
大阪市中央区平野町 4丁目 2番 3号

最寄駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅：徒歩約3分
大阪メトロ御堂筋線・中央線「本町」駅：徒歩約4分
京阪電車 京阪本線「淀屋橋」駅：徒歩約7分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

